

浦河町職員の給与・定員管理などの状況について

浦河町職員の給与・定員管理、勤務時間などについて公表します。町職員の給与・定員管理、勤務時間などは、地方公務員法などの規定に基づき、町議会の議決を経て条例等で定められています。

※ 国・北海道・類似団体の数値は、平成29年3月に公表された平成28年4月の数値を使用しています。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

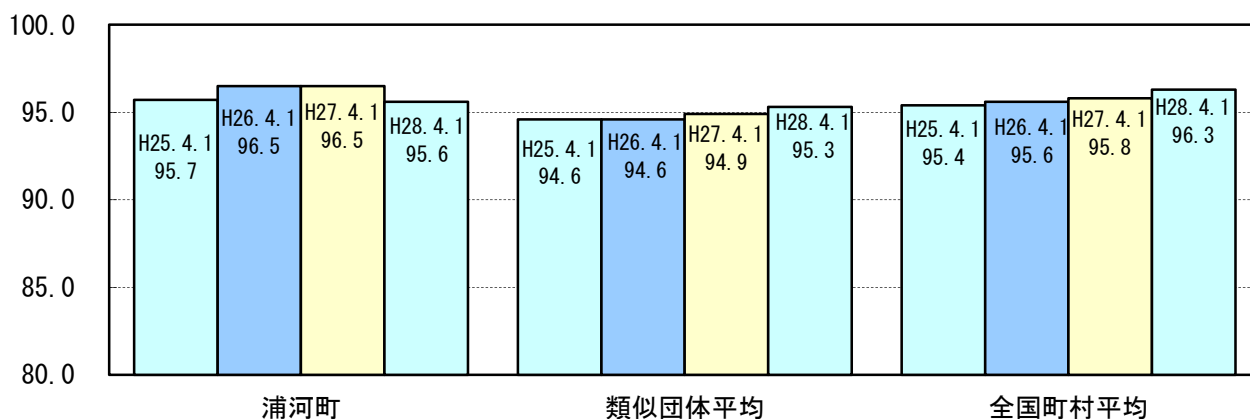
区分	住民基本 台帳人口 (29年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 27年度の 人件費率
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	%
28年度	12,805	9,603,761	222,683	1,276,914	13.3	13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	144人	534,168千円	97,740千円	209,649千円	841,557千円	5,844千円	5,557千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の職員数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（単時間勤務））の給与費が含まれており職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 ※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

(4) 給与改定の状況

※浦河町では人事委員会は設置されていません。

①月例給

区分	人事委員の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
28年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し [実施 未実施]

- ・ (改定実施時期) 平成28年4月1日
(実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均0.23%引上げ。
- ・ (改定実施時期) 平成28年12月1日
(実施内容) 勤勉手当について、国と同様に0.1月引上げ。

②地域手当の見直し

※浦河町では、地域手当は該当ありません。

③その他の見直しの内容

- ・ (改定実施時期) 平成29年4月1日
(実施内容) 扶養手当について、国と同様の見直しを段階的に実施。(経過措置あり)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浦河町	42.3 歳	305,683 円	362,407 円 335,337 円	51.9 歳	354,200 円	425,920 円 392,200 円
北海道	- 歳	- 円	- 円	- 歳	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 歳	- 円	- 円
民間事業者平均	- 歳	- 円	- 円	- 歳	- 円	- 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段は、これら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		浦河町	北海道	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	250,500 円	334,933 円	363,400 円	389,112 円
	高校卒	216,000 円	289,366 円	351,200 円	381,500 円

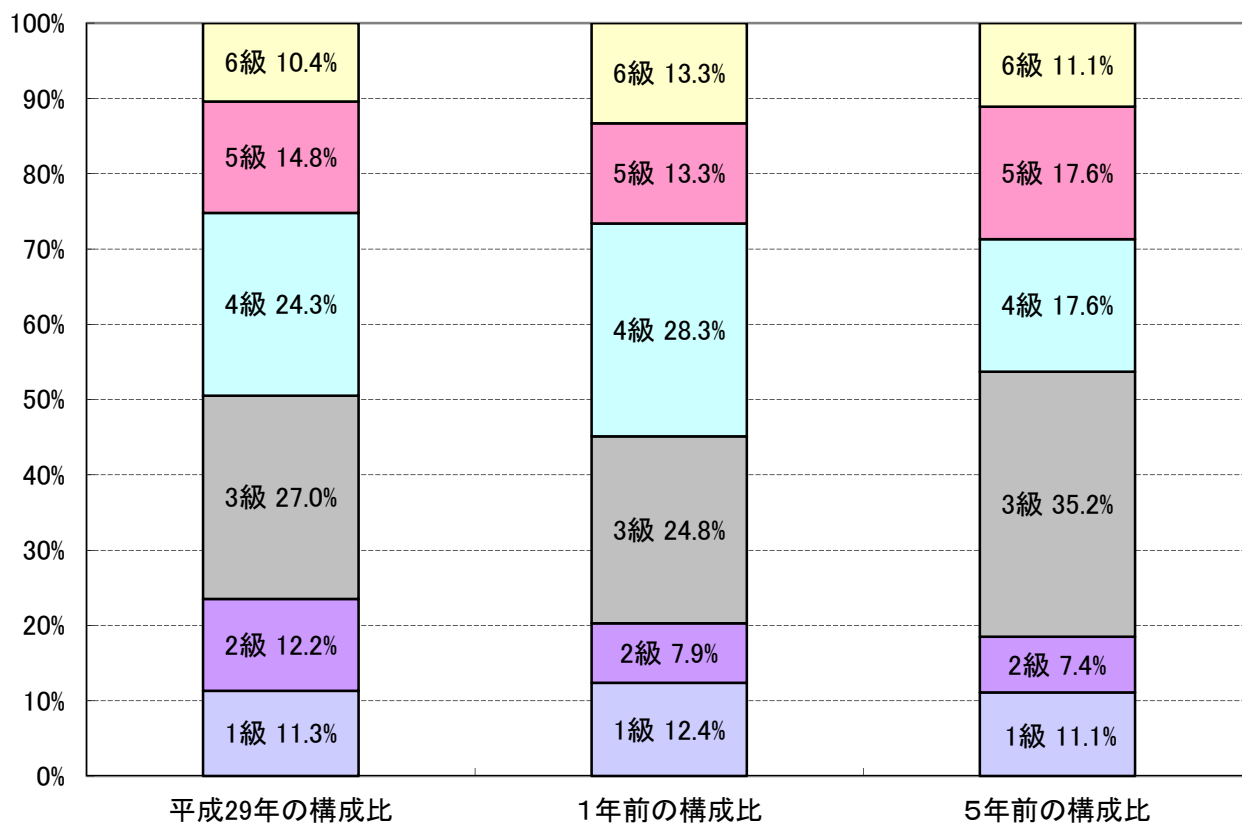
※各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	1 高度な知識経験にもとづき困難な業務を所掌する課長、支所長、技術長及び所長（保育所長を除く）の職務 2 高度な知識経験にもとづき困難な業務を所掌する町長部局以外の部局の事務局長の職務 3 高度な知識経験にもとづき困難な業務を所掌する参事の職務	12人	10.4%	317,700円	409,400円
5級	1 課長、支所長、技術長及び所長（保育所長を除く）の職務 2 町長部局以外の部局の事務局長の職務 3 参事の職務 4 高度な知識経験にもとづき困難な業務を処理する4級の職務	17人	14.8%	287,100円	392,200円
4級	1 課長補佐、室長、主任技師、事務長及び浄化センター長の職務 2 次長及び副館長の職務 3 主幹の職務	28人	24.3%	261,100円	380,200円
3級	1 係長、主査及び保育所長の職務 2 主任の名称を冠する職名（主任技師を除く）の職員の職務	31人	27.0%	227,900円	349,200円
2級	高度な知識経験等を必要とする業務を行う職務	14人	12.2%	191,700円	303,400円
1級	定型的な業務を行う職務	13人	11.3%	141,600円	246,600円

(注) 1 浦河町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています。）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浦河町	北海道	国
<p>■ 1人当たり平均支給額(28年度) 1,441千円</p> <p>■ 28年度支給割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 2.60月分 (1.45月分) ・ 勤勉手当 1.70月分 (0.8月分) <p>■ 加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 6級 15% 5・4級 10% 3級 5% ・ 管理職加算なし 	<p>■ 1人当たり平均支給額(28年度) - 千円</p> <p>■ 28年度支給割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 2.60月分 (1.45月分) ・ 勤勉手当 1.70月分 (0.8月分) <p>■ 加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25% 	<p>■ 1人当たり平均支給額(28年度) - 千円</p> <p>■ 28年度支給割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 2.60月分 (1.45月分) ・ 勤勉手当 1.70月分 (0.8月分) <p>■ 加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

浦河町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
<p>・ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)</p>			<p>・ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)</p>		
<p>・ 1人当たり平均支給額 20,248千円</p>					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在) 制度なし

(4) 特殊勤務手当 (平成29年 4月 1日現在)

支給実績 (平成28年度決算)		981 千円	
支給職員 1人あたり平均支給年額 (平成28年度決算)		37,712 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)		16.1 %	
手当の種類 (手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務手当	税務課職員	徴収事務	1日 500円
保健指導業務手当	保健師	保健指導業務	月額 5,000円
感染症防疫作業手当	従事職員	防疫・収容業務	1日 1,000円
野犬等掃とう作業手当	従事職員	野犬薬殺・有害蜂駆除作業	1日 500円
死体取扱作業手当	従事職員	死体取扱作業	1件 2,000円
海上業務等手当	従事職員	港湾調査・指導・潜水業務	1日 500円
除雪作業手当	従事職員	土木建設機械による除雪作業	1時間 100円
介護支援業務手当	介護支援専門員	介護支援業務	月額 5,000円
災害応急作業手当	従事職員	災害復旧作業	1日 500円
航空機搭乗手当	従事職員	空からの調査・指導	1日 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	4,257 万円
支給職員 1人あたり平均支給年額 (平成28年度決算)	31 万円
支給実績 (27年度決算)	4,148 万円
支給職員 1人あたり平均支給年額 (平成27年度決算)	31 万円

(注) 職員一人あたり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者 10,000円 ・子 8,000円、父母等 6,500円 (配偶者がいない場合は、 子10,000円、父母等9,000円) ・16~22才の子 5,000円加算	同	-	1,605万円	250,766円
住居手当	・持家 17,000円 ・借家等 上限27,000円(家賃に 応じて支給)	一部異	持家支給	2,422万円	232,905円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃(定期券 等)の額により55,000円を限度 に支給 ・自家用車等利用者 通勤距離 に応じ2,000円~31,600円の範 囲内で支給	一部異	距離区分と支給金 額(自家用車等利 用者)	476万円	41,381円
管理職手当	・5級 34,720円(49,600円) ・6級 36,330円(51,900円) ※給与抑制措置として30%減額 支給。()は減額前の支給額	異	役職に応じ定額支 給	1,008万円	403,065円
宿日直手当	・1回につき4,200円	同	-	51万円	-
寒冷地手当	・月額8,600円~22,540円 (11月~3月に支給)	同	-	1,215万円	77,864円

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分		給料月額等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町長	700,000円	794,700円 / 494,900円	
	副町長	656,000円	667,900円 / 435,200円	
報酬	議長	255,000円	326,000円 / 199,000円	
	副議長	203,000円	269,000円 / 171,000円	
	議員	175,000円	250,000円 / 160,000円	
期末手当	町長	(28年度支給割合) 2.6月分		
	副町長	2.6月分		
	議長	(28年度支給割合) 3.45月分		
	副議長	3.45月分		
	議員	3.45月分		
退職手当	町長	(算定方式) 給料×在職年数×5.126	(1期の手当額) 14,352,800円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給料×在職年数×3.234	8,486,016円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

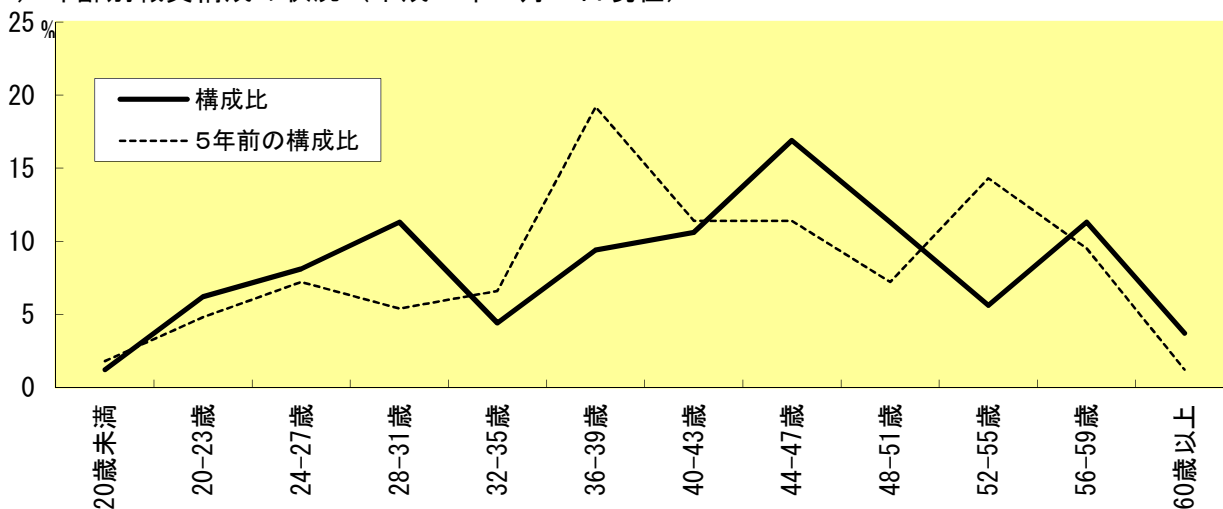
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	34	32	▲2	事務編成
		税務	12	11	▲1	欠員不補充
		労働	1	2	1	事務編成
		農水	16	15	▲1	事務編成
		商工	2	4	2	事務編成
		土木	12	13	1	事務編成
		民生	30	30	0	
	衛生	10	11	1	欠員補充	
		計	119	120	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.4人
	教育部門	25	24	▲1	欠員不補充	
	小計	144	144	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 11.2人 (類似団体 -人)	
公営企業会計等部門	病院	-	-	-		
	水道	7	7	0		
	交通	-	-	-		
	下水道	3	3	0		
	その他	6	6	0		
	小計	16	16	0		
合計			160 [206]	160 [206]	0	<参考> 人口1,000人当たり職員数 12.5人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	13人	18人	7人	15人	17人	27人	18人	9人	18人	6人	160人

(3) 職員数の推移

部門	年度						過去5年間の増減数(率)	
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年		
一般行政	114人	113人	114人	116人	119人	120人	6人	5.3%
教育	25人	25人	25人	25人	25人	24人	▲1人	▲4.0%
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	139人	138人	139人	141人	144人	144人	5人	3.6%
公営企業等会計計	28人	28人	27人	16人	16人	16人	▲12人	▲42.9%
総合計	167人	166人	166人	157人	160人	160人	▲7人	▲4.2%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他勤務条件に関する状況

(1) 勤務時間の状況(平成29年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

※ 保育所などの勤務場所では、異なる勤務形態の場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成28年1月~12月)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	1人当たり平均使用日数
5,787	1,286	148	8.7

(3) 休暇などの状況(平成29年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を越えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
忌引の休暇	親族が死亡した場合、配偶者=10日、父母=7日、子=5日、祖父母=3日、その他=規則に定める期間
結婚の休暇	結婚の休暇 自己=5日、親族=1日
夏季休暇	7月から9月の期間内における3日
特別休暇(主なもの)	職員の出産休暇 出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産の日から8週間を経過する日までの期間 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病にかかった場合、年4日以内 その他 ボランティア休暇など

(4) 育児休業及び介護休暇などの取得状況（平成28年度）

区分	介護休暇	育児部分休業	育児休業
男性職員	-	-	-
女性職員	-	-	2

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成28年度）

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してされる処分で、制裁的なものではありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して責任を問い、秩序の維持を図るための制裁的な処分です。

(1) 分限処分

処分の種類	降任	休職
人数	-	-

(2) 懲戒処分

処分の種類	戒告	減給	停職	免職
人数	-	1	-	-

9 職員研修の状況（平成28年度）

研修区分	受講者数	研修内容等
研修所研修	33人	北海道市町村職員研修センターにおける研修など
専門研修	3人	専門知識及び技術などの習得のための研修

※ 延人数

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

福利厚生関係

職員の福利厚生として、健康診査などを実施。平成28年度は、職員健診（2回）と結核健診のほか、40歳以上全員と30代の半数を対象に総合健康診査を実施しました。

11 公平委員会に係る業務の状況

勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てについては、該当ありませんでした。